

再公示：次の案件については、5月9日に再公示しましたが、契約交渉相手方を選定できなかったため再公示いたします。

番号：130171 国名：グアテマラ 担当：産業開発・公共政策部  
案件名：地方自治体能力強化プロジェクト（チーフアドバイザー業務／ガバナンス）

1 今回契約予定のコンサルタント  
チーフアドバイザー業務／ガバナンス 3号

2 契約予定期間：全体 2013年10月中旬から2016年9月下旬まで  
業務予定期間（日数） 準備 第1次 国内 第2次 国内 第3次 国内 第4次  
チーフアドバイザー業務／ 5 60 3 45 3 45 3 45  
ガバナンス  
国内 第5次 国内 第6次 国内 第7次 国内 第8次 整理 M/M  
3 60 3 60 3 90 3 60 5 17.05  
（現地：15.50M/M、国内：1.55M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所  
簡易プロポーザル：正1部写4部  
見積書：正1部写1部  
提出期限：10月7日（12時まで）  
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2

(2) 業務従事者の経験能力等

ア 担当事項：チーフアドバイザー／ガバナンス	
(ア) 類似業務の経験	28
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
(ウ) 語学力	16
(エ) その他 学位、資格等	12
(オ) 業務従事者によるプレゼンテーション	16

(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：スペイン語（語学は認定書（写）を添付してください。）  
対象国/地域：グアテマラ/中南米  
類似業務：ガバナンス案件に係る各種業務

6 条件

参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

グアテマラ国（以下、「グ」国）では、1996年の内戦終結及び和平協定以降、歴代政権は貧困削減に取り組んできた。しかしながら人口に占める貧困層の割合は53.7%と依然として高く、特に地方部に貧困層が集中している。そのため、同国政府は貧困削減の取り組み強化及びそれを通じた国内格差の是正を重要課題と位置付けている。

このような背景の下、2002年、同国政府は「地方分権化法」を制定し、以来、地方分権を通じ

た地域開発に取り組んでいる。更に同年、「都市農村開発審議会法」を制定し、それによって、参加型手法の下で地域住民のニーズに沿った開発を行うための仕組みとして、国及び地域、県、市、コミュニティの各レベルに開発審議会の設置を義務付けている。それら各レベルに設置する開発審議会を通じて公共政策立案プロセスへの国民の参加を促し、より地域住民のニーズに沿った開発計画が策定されることを目指している。

2012年1月、同国ではオットー・ペレス・モリーナ（愛国党）政権が発足し、政権の公約「改革のための3アジェンダ 2012-2016」では「治安」「経済開発」「インフラ整備」「社会包摂」「持続的農村開発」の5つの柱が掲げられており、「飢餓撲滅(Hambre Cero)」が「社会包摂」の中に位置づけられている。当該 Hambre Cero 政策では、2015年までに慢性的栄養不足を10%削減することを目標に掲げ、166の自治体を対象としてプログラムを実施予定である。右政策実施にあたっては、現政権においても前政権に引き続き、地方分権化を通じた地域開発を重視としている。特に市については、市が住民に最も近い存在であることから、新政権の重点政策を反映させた市の開発計画として「地方自治体計画(Local Government Plan/Plan de Gobierno Local)」及び「年次計画」を策定することを促している。しかしながら、現実には、市は財政・組織・行政能力が依然として低く、分権化によって移譲された権限や配賦された開発資金を十分に活かさず、また他の組織との調整も十分に行えていない状況にある。

こうした状況に対し、2005年から2007年まで、JICAは貧困地域の若手市長及び地方自治体の行政担当者、地元NGOや住民組織のリーダーを対象とした国別研修「公共政策の立案能力向上」を実施し、地域社会発展のための政策決定や実施に資する能力強化に取り組んだ実績がある。また、2010年から2012年にかけて、個別専門家を派遣し、同国西部の3県8市に対し、当該地域の地方公務員の能力強化を目的とした研修を実施し、各市の参加型開発計画の策定・実施・モニタリング活動の実施に対する支援を行ってきた。グアテマラ国政府は、研修を受けた若手職員及び地方自治体の行政担当官、地域住民リーダーが習得した知識や「生活改善アプローチ」を活かし、それぞれの現場で実践に取り組む状況を認知すると共に、JICA支援の成果を高く評価し、今般我が国に対し、農村地域の総合開発のための支援要請が行われた。これに応えるため、生活改善アプローチを始めとする過去のJICA支援の成果を参照しつつ、市が実施する社会開発事業の計画、実施、モニタリング、評価に対する支援を実施するものである。

本案件は2013年3月～2016年9月の期間で実施される技術協力プロジェクトである。中央省庁のカウンターパートは大統領府企画庁(SEGEPLAN/以下C/P)であり、併せて本案件では、サンマルコス県、ウエウエテナンゴ県、キチェ県にある計8市をパイロット市として支援することを予定している。

尚、本件に係る実施体制としては、長期滞在型の業務調整/地方行政専門家を現地に派遣すると共に(3月下旬にウエウエテナンゴに派遣済み。)、参加型開発専門家を短期専門家として備上予定である。またグアテマラにおける現地専門家としては、チーフ、文書管理、生活改善、コミュニティファシリテーションを配置予定である。

## 8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、プロジェクト全体の運営の総括を行うと共に、業務調整/地方行政専門家及び参加型開発専門家と協力し、パイロット市における地方自治体の能力強化に向けた活動を支援すると共に、特にパイロット市における活動へのC/Pの積極的な参画を支援し、本プロジェクトの成果を中央省庁レベルに残せるよう調整及び支援を行う。具体的活動内容は以下の通りとする。

【チーフアドバイザー業務/ガバナンス】

《第一年次》(2013年10月～2014年12月(15ヶ月))

(1) 国内準備期間(2013年10月中旬)

ア 詳細計画策定調査報告書やプロジェクト関係資料及びプロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)を確認した上で、全体期間にかかる業務計画書(和文、西文)を作成し、JICA 産業開発・公共政策部へ提出、説明する。

イ JICA 産業開発・公共政策部との打ち合わせや関連する会議へ出席する。

(2) 第1次派遣(2013年10月下旬～12月下旬)

ア 現地業務開始時に、C/P 機関、JICA グアテマラ事務所及び他のプロジェクト専門家に対し、全体業務計画書を提出し、業務内容について協議の上、活動の進め方について合意する。

イ C/P 機関、他のプロジェクト専門家と協議を行い、プロジェクトの実施体制・モニタリング体制について確認し、プロジェクトにおける現状の課題及び今後のプロジェクトの対応等に係る情報共有を行う。

ウ プロジェクトの目標達成に必要な活動について、プロジェクト関係者（C/P、プロジェクト専門家、JICA グアテマラ事務所等）と意見調整を行い、業務内容について協議の上、活動の進め方について確認する。

（※上記ア～ウの活動については、以下全ての現地派遣期間にて実施する活動とする。）

エ 他のプロジェクト専門家及びプロジェクトで雇用する現地専門家と共に、パイロット市に対し、開発計画（特に社会開発事業の計画、実施、モニタリング・評価）を行う上での課題を明らかにする。

オ C/P 機関等が実施する市に対する研修、研修教材、マニュアル等をレビューし、改善に向けてC/P 機関等と協議する。

カ C/P 機関及びパイロット市、プロジェクト専門家、現地専門家と共に、市が社会開発計画を策定するために必要な研修計画およびモニタリング計画を立てる。

キ C/P 機関及びパイロット市関係者、その他プロジェクト専門家と共に、第三国研修について協議をし、JICA 産業開発・公共政策部に対し、同研修の企画案を提示する。

ク プロジェクトで実施される各レベルの委員会（JCC、CCD、CCM）及びプロジェクト支援委員会に参加し、プロジェクトの進捗、今後の活動計画について報告、協議及び確認を行う。

（※JCC は中央省庁レベル、CCD は県レベル、CCM は市レベルで開催を予定しているプロジェクトの調整委員会である。）

ケ プロジェクト事業進捗報告書（和文、西文）の取りまとめを行い、C/P 機関及び JICA グアテマラ事務所へ提出及び報告、協議する。

コ プロジェクト広報の取りまとめを行い、JICA グアテマラ事務所及び JICA 産業開発・公共政策部に提出する。

サ C/P と協議の上、現地派遣終了後に C/P 及びパイロット市等がフォローすべき事項や活動内容について整理する。

シ 現地業務完了に際し、以上の活動成果及び今後のプロジェクトとして必要となる活動を現地業務結果報告書（和文、西文）として取りまとめ JICA グアテマラ事務所、C/P に報告、提出する。

（※尚上記ク～シの活動については、以下全ての現地派遣期間にて実施する活動とする。）

(3) 国内作業期間（2013年12月下旬～2014年2月下旬、4月下旬～5月下旬、8月上旬～10月上旬、2015年5月上旬～7月上旬、9月下旬～1月上旬、4月下旬～7月中旬）

ア 現地業務結果報告書に基づき派遣期間中の活動の実績及び進捗につき、JICA 産業開発・公共政策部に報告する。

イ 次期現地派遣期間の業務計画を見直し、変更点を明確にした業務計画書（和文、西文）を JICA 産業開発・公共政策部に提出し、説明を行う。

(4) 第2次現地派遣（2014年3月上旬～4月中旬）

ア パイロット市及び C/P 機関を対象に実施している研修の実施状況を確認し、計画、実施を行っている現地専門家及びプロジェクト専門家に対し必要な助言、指導を行う。

イ モニタリング計画に基づき、C/P 機関及びパイロット市関係者が研修の適切なモニタリングを実施しているか確認し、適宜必要な助言、支援を行う。

（※尚上記ア～イの活動については、以下全ての現地派遣期間にて実施する活動とする。）

ウ C/P 機関及びパイロット市関係者、その他プロジェクトの専門家と共に、第三国研修について協議をし、JICA 産業開発・公共政策部に対し、同研修の企画案を提示する。

(5) 第3次現地派遣（2014年6月上旬～7月中旬）

ア 研修及びモニタリングの実施を通し、社会開発事業の計画、実施、モニタリング・評価に係る手法や業務文書の形式について、現地専門家及びプロジェクト専門家と共にレビューを行い、改善案を C/P 機関に提示する。

イ C/P 機関及びパイロット市関係者、その他プロジェクトの専門家と共に、第三国研修に参加する研修員を選定し、研修を実施する。

(6) 第4次現地派遣（2014年10月中旬～11月下旬）

ア 研修及びモニタリングの実施を通し、社会開発事業の計画、実施、モニタリング・評価に係る手法や業務文書の形式をガイドブックに取りまとめる準備を行う。

イ C/P 機関、パイロット市関係者及びプロジェクト専門家、現地専門家と共に、パイロット市の活動から得られたグッドプラクティスを文書として取りまとめ、パイロット市内及びその他の市と共有するためのワークショップを開催する。

(7) 帰国後整理期間（2014年12月上旬～12月中旬）

ア 現地活動の結果を整理する。

イ 専門家の業務完了報告書（和文）を完成させ、JICA 産業開発・公共政策部へ提出するとともに、派遣期間中の活動の成果及び課題等について報告を行う。

(8) 第5次現地派遣（2015年3月上旬～4月下旬）

ア 研修及びモニタリングの実施を通し、社会開発事業の計画、実施、モニタリング・評価に係る手法や業務文書の形式をガイドブックに取りまとめる準備を行い、C/P 機関、プロジェクト専門家及び現地専門家と共に、ガイドブックのドラフト案を作成する。

イ C/P 機関及びパイロット市関係者、その他プロジェクトの専門家と共に、第三国研修について協議をし、JICA 産業開発・公共政策部に対し、同研修の企画案を提示する。

(9) 第6次現地派遣（2015年7月中旬～9月中旬）

ア C/P 機関及びパイロット市関係者、その他プロジェクトの専門家と共に、第三国研修に参加する研修員を選定し、研修を実施する。

イ 2016年秋を目途に実施予定の中央及び地方選挙後のパイロット市の状況を確認し、C/P 機関、プロジェクト専門家及び現地専門家と共に、選挙後に採用されたパイロット市職員を対象にした研修の実施計画を立てる。

ウ C/P 機関、パイロット市関係者及びプロジェクトの他の専門家、現地専門家と共に、パイロット市の活動から得られたグッドプラクティスを文書として取りまとめ、パイロット市内及びその他の市と共有するためのワークショップを開催する。

エ C/P 及びプロジェクトの専門家と共に、研修及びモニタリングの実施を通し、社会開発事業の計画、実施、モニタリング・評価に係る手法や業務文書の形式をガイドブックに取りまとめる。

カ C/P 機関と共に、プロジェクト終了前に実施を予定しているエンドライン調査の準備を行う。

(10) 第7次現地派遣（2016年1月中旬～4月中旬）

ア C/P 機関、パイロット市関係者及びプロジェクトの他の専門家、現地専門家と共に、パイロット市の活動から得られたグッドプラクティスを文書として取りまとめ、パイロット市内及びその他の市と共有するためのワークショップを開催する。

イ 本プロジェクトで策定したガイドブックや研修教材が C/P にて承認される様、C/P と協議及び調整を行う。

ウ 現地再委託先の実施するエンドライン調査の実施を監督し、適宜指示や助言を与える。

(11) 第8次現地派遣（2016年7月下旬～9月中旬）

ア C/P 機関、パイロット市関係者及びプロジェクトの他の専門家、現地専門家と共に、これまでの現地派遣を通じてパイロット市の活動から得られたグッドプラクティスに基づき、プロジェクトサイクルマネジメントの手法を体系化し、文書として取りまとめた上で、パイロット市内及びその他の市と共有するための包括的なワークショップを開催する。

イ 現地再委託先の実施するエンドライン調査結果を確認し、プロジェクト関係者等と共有する。

(12) 帰国後整理期間（2016年9月中旬～9月下旬）

ア 現地活動の結果を整理する。

イ 専門家業務完了報告書（和文）を完成させ、JICA 産業開発・公共政策部へ提出するとともに、派遣期間中の活動の成果及び今後の課題等について報告を行う。

## 9 成果品等

### (1) 業務計画書（全体及び各派遣時）

和文 2 部 （JICA 産業開発・公共政策部、JICA グアテマラ事務所）

西文 2 部 （JICA グアテマラ事務所、C/P 機関）

### (2) 現地業務結果報告書（各派遣終了時）

和文 2 部 （JICA 産業開発・公共政策部、JICA グアテマラ事務所）

西文 2 部 （JICA グアテマラ事務所、C/P 機関）

### (3) プロジェクト業務進捗報告書

和文 2 部 （JICA 産業開発・公共政策部、JICA グアテマラ事務所）

西文 2 部 （JICA グアテマラ事務所、C/P 機関）

### (4) 専門家業務完了報告書

和文 2 部 （JICA 産業開発・公共政策部、JICA グアテマラ事務所）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、データも併せて提出すること。また現地派遣期間中は業務従事月報を作成し、JICA 産業開発・公共政策部に提出すること。

## 10 特記事項

### (1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

プロポーザルの提出（見積書）を参照のこと。

### (2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

### (3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA 産業開発・公共政策部 行財政・金融課（TEL03-5226-6916）にて閲覧可能。

### (4) 必要予防接種 無

### (5) その他

ア 本件は、業務従事予定者によるプレゼンテーションを実施する予定。

(ア) 実施時期：10月10日（木）（予定）（詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示をする。）

(イ) 実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室

(ウ) 実施方法：

a 一者当たり最大、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分

b プレゼンテーションは、業務従事予定者が業務実施方針、提案事項の説明を行う。

(エ) 出席者：業務従事予定者以外の出席を認めない。

以上